

生駒市条例第 28 号

生駒市地域外来検査センター条例をここに公布する。

令和 2 年 1 1 月 4 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市地域外来検査センター条例

(設置)

第 1 条 新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）附則第 1 条の 2 第 1 項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。）のまん延を防止するため、本市に地域外来検査センター（以下「検査センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 検査センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
生駒市地域外来検査センター	市長が定める場所

(業務)

第 3 条 検査センターが行う業務は、規則で定める者に対する新型コロナウイルス感染症への感染の有無を確認するための検査、当該検査を行うために必要となる検体の採取、これらに付随する問診等（以下これらを「検査等」という。）とする。

(設置期間等)

第4条 検査センターの設置期間、診療日及び診療時間は、規則で定める。

(使用料)

第5条 市長は、検査センターの使用料として、健康保険法（大正11年法律第70号）及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定に基づく厚生労働大臣が定める基準その他法令等による算定方法により算定した額を検査等を受けた者から徴収するものとする。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。